

公益財団法人日野自動車グリーンファンド定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本財団は、公益財団法人日野自動車グリーンファンド(以下「本財団」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本財団は、主たる事務所を東京都日野市日野台3丁目1番地1におく。
2. 本財団は、理事会の決議を経て、従たる事務所を必要な地におくことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本財団は、主として環境緑化活動、自然環境の保全活動及びそれらを普及させるための教育及び啓蒙活動に関する事業等を行うことにより、自然環境の保全及び人と自然とのふれあいを深め、心豊かな社会の実現を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本財団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) 自然環境保全に資する樹木や草花の植樹の実施及び助成
(2) 自然環境保全活動の実施及び助成
(3) 自然環境保全に資する調査や研究の実施及び助成
(4) 自然環境保全に資する教育や諸啓発活動の実施及び助成
(5) その他本財団の目的を達成するために必要な事業
2. 前項の事業については、日本全国の都道府県において行うものとする。

第3章 財産及び会計

(財産の種別)

第5条 本財団の財産は、基本財産とその他の財産の2種とする。
2. 基本財産は、以下に掲げる財産とする。
(1) 本財団の目的である事業を行うために不可欠な財産として、理事会で定めた財産
(2) 理事会において、基本財産に繰り入れることを決議した財産

3. その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第6条 基本財産は、本財団の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2. やむを得ない理由により、基本財産の一部を処分、基本財産から除外又は担保に提供する場合には、理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(財産の管理及び運用)

第7条 本財団の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める資金運用規程によるものとする。

(経費の支弁)

第8条 本財団の経費は、その他の財産をもって支弁する。

(事業年度)

第9条 本財団の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第10条 本財団の事業計画書、収支予算書及び資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を経て、評議員会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
3. 理事長は、第1項の事業計画書及び収支予算書等について、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第11条 本財団の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類等（以下「計算書類等」という。）を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時評議員会において承認を得るものとする。

- (1) 事業報告及びこれらの附属明細書
- (2) 貸借対照表及びこれらの附属明細書
- (3) 損益計算書（正味財産増減計算書）及びこれらの附属明細書
- (4) 財産目録

2. 理事長は、前項の計算書類等について、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に行

政庁に提出しなければならない。

3. 本財団は、定時評議員会の終結後直ちに、法令に定めるところにより、第1項の貸借対照表を公告するものとする。
4. 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(長期借入金)

第12条 本財団が資金の借入（その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除く）をしようとするときは、理事会の承認を受けなければならない。

(会計原則)

第13条 本財団の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2. 本財団の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める会計処理規程によるものとする。
3. 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取り扱いについては、理事会の決議により別に定める。

第4章 評議員

(評議員の設置)

第14条 本財団に評議員6名以上12名以内を置く。

(評議員の選任及び解任等)

第15条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会の決議により行う。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

2. 評議員選定委員会は、次項の定めに基づいて選任された外部委員3名で構成し、うち1名を選定委員会委員の互選により議長とする。
3. 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。
 - (1) 本財団又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団

体を含む。以下同じ。)の業務を執行する者又は使用人

(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者

(3) 各号に該当する者の配偶者、3親等以内の親族又は使用人(過去に使用人となった者も含む。)

4. 理事会又は評議員会は、評議員選定委員会に対し、評議員候補者を推薦することができる。
5. 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次にあげる事項を委員に説明しなければならない。
 - (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者と当財団及び当財団の役員等(理事、監事及び評議員)との関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況
6. 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
7. 評議員に変更が生じたときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(任期)

- 第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。
2. 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員又は現任者の任期満了する時までとする。
 3. 評議員は、第14条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

- 第17条 評議員は無報酬とする。

第5章 評議員会

(構成)

- 第18条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第19条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 常勤の理事及び監事に対する報酬等の総額並びに支給の基準
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第20条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

2. 定時評議員会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
3. 臨時評議員会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と判断したとき。
 - (2) 評議員から、理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集理由を示して、評議員会の招集の請求があったとき。

(招集)

第21条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2. 前条第3項第2号による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第22条 理事長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面あるいは電磁的方法をもって、通知しなければならない。なお、電磁的方法をもって通知する場合には、評議員の承諾を得るものとする。

2. 前項に関わらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催できる。

(議長)

第23条 評議員会の議長は、会議の都度、出席した評議員の互選により、選出する。

(決議)

第24条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議

員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項にかかわらず、次に掲げる評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 役員解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事を選任する議案において、理事又は監事の候補者の合計数が第27条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第25条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第26条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

2. 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のなかから選出された議事録署名人1名がこれに署名又は記名押印するものとする。

第6章 役員

(役員設置)

第27条 本財団に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8名以上12名以内
- (2) 監事 2名

2. 理事のうち2名を代表理事とし、代表理事のうち1名を理事長、1名を専務理事とする。又、代表理事以外の理事のうち4名以内を業務執行理事とする。

(役員選任)

第28条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2. 代表理事(理事長及び専務理事)及び業務執行理事は、理事会の決議により、理事の中から選任する。
3. 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。
4. 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別な関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事も同様とする。
5. 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事も同様とする。
6. 理事又は監事に変更が生じたときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第29条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本財団を代表し、その業務を執行する。
3. 専務理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、本財団を代表し、理事長を補佐するために本財団の業務を執行する。また、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長の職務を代行する。
4. 業務執行理事は、代表理事を補佐し、本財団の代表権を伴わない業務を執行する。
5. 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を越える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告するものとする。

(監事の職務及び権限)

第30条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査し、法令に定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) 本財団の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に関わる計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 理事会に出席し、必要あると認めるときは、意見を述べること。
- (4) 理事が不正行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に理事会の招集

を請求すること。ただし、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が、その請求があった日から5日以内に発せられない場合は、直接理事会を招集すること。

- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を評議員会に報告すること。
- (7) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

- 第31条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
2. 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者又は現任者の任期の満了する時までとする。
 3. 理事又は監事は、第27条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第32条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又これに堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(報酬等)

- 第33条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事には、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

第7章 理事会

(構成)

- 第34条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第35条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) 財団の業務執行の決定

- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事（理事長及び専務理事）、業務執行理事の選定及び解職
- 2. 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 本財団の業務の適正を確保するための体制の整備

(招集)

第 36 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2. 理事長は、第 37 条第 3 項第 2 号及び第 3 号に該当する場合は、その日から 14 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面あるいは電磁的方法により、開催日の 1 週間前までに通知しなければならない。

(種類及び開催)

第 37 条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の 2 種とする。

- 2. 通常理事会は、毎年 2 回開催する。
- 3. 臨時理事会は、次の各項のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第 30 条第 5 号の規定により、監事からの招集の請求があったとき。

(議長)

第 38 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第 39 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2. 前項にかかわらず、次に掲げる理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 基本財産の処分又は除外の承認

(2) 資金の借入の承認

(決議の省略)

第40条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第41条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2. 前項の規定は、第29条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

2. 議事録が書面をもって作成されているときは、出席した代表理事及び監事はこれに署名、又は記名押印しなければならない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、評議員会の決議により変更することができる。ただし、第45条に規定する公益目的取得財産残額の贈与については変更することができない。

2. 前項の規定にかかわらず、この定款の第3条に規定する目的、第4条に規定する事業並びに第15条に規定する評議員の選任及び解任の方法を変更するときは、評議員会において、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の4分の3以上にあたる多数の賛成を得なければ、変更できないものとする。

3. 前2項にかかわらず、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第11条第1項に定める変更をするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

(解散)

第44条 本財団は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の第202条に規定する事由及びその他法令で定められた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第 45 条 本財団が、公益認定の取り消しの処分を受けた場合、又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を継承する法人が公益法人である場合を除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から 1 ヶ月以内に、認定法第 5 条 17 号の掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 46 条 本財団が解散等により清算をする場合に有する残余財産は、評議員会の決議を経て、本財団と類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは認定法第 5 条 17 号の掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 委員会

(委員会)

第 47 条 本財団の事業のために必要があるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2. 委員会の委員は、理事会において選任及び解任する。
3. 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 10 章 事務局

(設置等)

第 48 条 本財団は、事務の処理のため、事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3. 事務局長及び重要な職員は、理事会の決議を経て、理事長が任免する。
4. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。

(備付書類及び帳簿)

第 49 条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事、評議員及び職員の名簿及び履歴書
- (3) 本財団の目的事業にかかる許認可及び登記に関する書類
- (4) 定款に定める機関の議事に関する書類

- (5) 収入、支出に関する帳簿及び根拠書類
- (6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (7) その他法令に定める必要な帳簿及び書類

第 11 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 50 条 本財団は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2. 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規定による。

(個人情報の保護)

第 51 条 本財団は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2. 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告の方法)

第 52 条 本財団の公告は、主たる事務所の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1. この定款は、一般社団・財団法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 106 条 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2. 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 9 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3. 本財団の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
河野 通方、亀山 章、堀川 広二、安西 英明、森川 靖、
相垣 敏郎、小倉 紀雄、長富 茂、上野 仁
- 4. 本財団の最初の代表理事は、以下の通りとする。
代表理事 理事長 近藤詔治
代表理事 専務理事 加納秀一
- 5. 本財団の最初の業務執行理事は、以下の通りとする。
矢島 稔、平岡 忠夫、西川 智登、小峰 幸憲